

# DV ドメスティック・バイオレンス のない 社会をつくるために

平成19年度 女性への暴力に関する意識と実態調査報告書 (概要版)



# DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

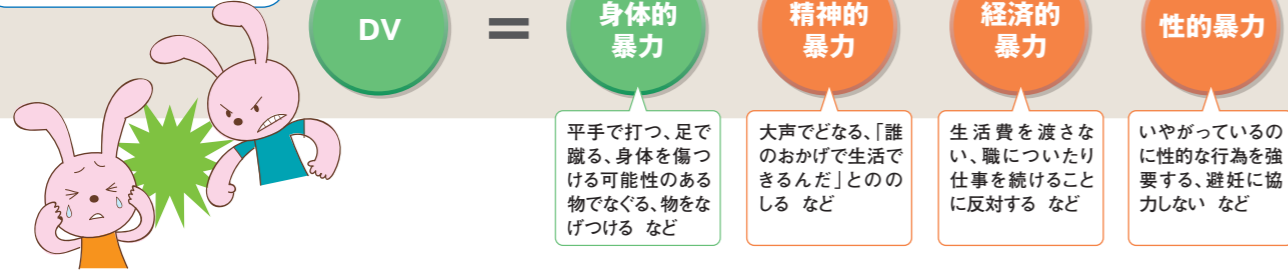
## 自分には関係ないと思いませんか?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力のことをいいます。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声でどなるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力が含まれます。

DVが自分の周りでは起きていないからといって自分には関係ないことと思いませんか?DVは家庭という閉鎖的な環境で行なわれ被害が潜在化しやすい特性があります。これは当事者間だけの問題として捉えるのではなく、女性の人権軽視や男性優位といったジェンダー意識からくる社会全体の問題として捉えるべき人権侵害で、どのような事情があっても許されるものではありません。豊田市では、市民のジェンダー意識や暴力に対する認識ならびに暴力の被害や相談の実態を把握することにより今後の本市の取組に反映するためにアンケート調査を実施しました。警察庁統計によると、平成18年の配偶者間(内縁関係も含む)における殺人、傷害、暴行事件の検挙件数の93%は女性が被害者となっていることから、本調査では男性から女性への暴力に限定して調査を行ないました。

■配布対象：20歳以上の男女各1,500人の市民を無作為抽出 ■回収数：女性648人(回収率43.2%)、男性487人(回収率32.5%)

### 暴力の形態は様々です



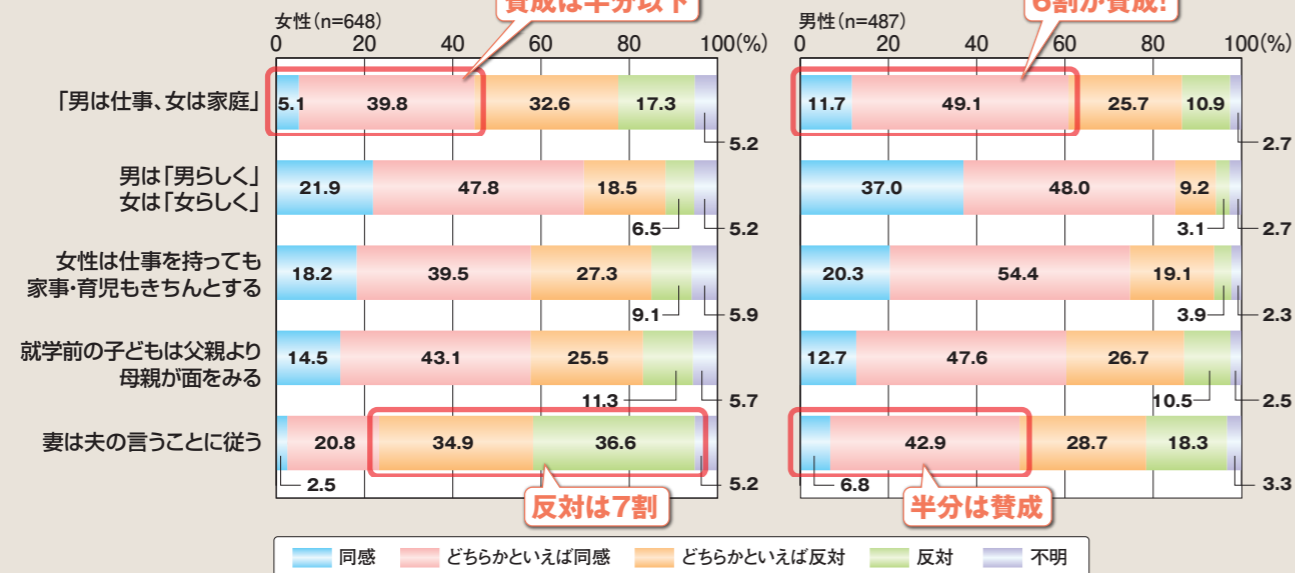
## 男女のあり方に関する考え方

### 男性と女性では、男女のあり方に関する考え方が違います。

下の図は「男女のあり方に関する考え方」を聞いたものです。どの考え方においても男性の方が同感という傾向が強く、固定的な性別役割分業意識あるいはジェンダー(社会的・文化的につくられた性差)意識にとらわれがちであることがわかります。特に「男は仕事、女は家庭」という考え方では、女性は「同感」あるいは「どちらかといえば同感」と回答した人が半数以下ですが、男性では6割が同感しています。

また、「妻は夫の言うことに従う」という考え方では、女性の7割が「反対」あるいは「どちらかといえば反対」と回答していますが、男性では「妻は夫の言うことに従う」と考えている男性が半数を占めています。このような男性優位の考え方は、男性が女性を支配の対象と見ることにもつながり、力による支配を許しかねません。

### ■男女のありかたに関する基本的な考え方



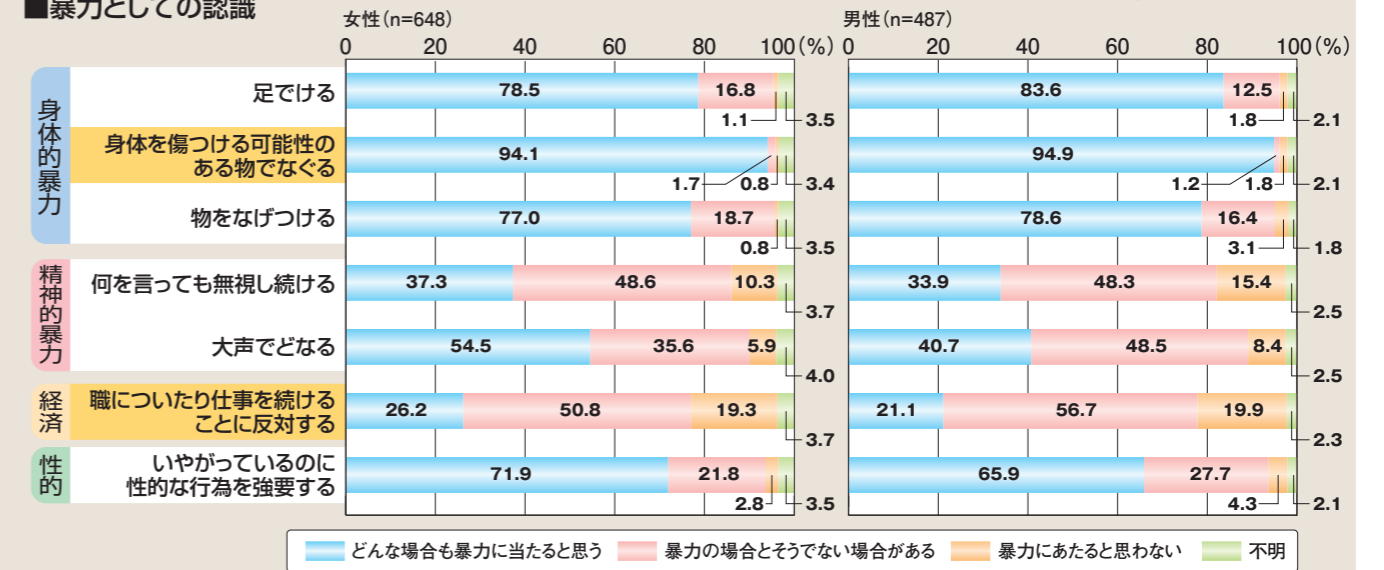
# 暴力としての認識

## 身体を傷つける行為だけが暴力ではありません。

どのような行為が暴力として認識されているのかを見てみましょう。さまざまな行為について暴力にあたるかどうかをお聞きしました。「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合は、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力の順に高くなっています。「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」といった身体を傷つける行為については、ほとんどの人が暴力として認識していますが、精神的暴力や経済的暴力など身体を直接傷つけないような行為はあまり暴力として捉えられていません。身体を傷つける行為だけが暴力ではありません。心を傷つける行為も暴力なのです。



### ■暴力としての認識



### 暴力を振るう男性には、加害者意識がありません。

パートナーに暴力を振るった経験のある男性には、自分の行為が暴力であるという自覚があるのでしょうか。暴力の加害状況と暴力としての認識の関係について見てみましょう。

暴力を振るった経験が「何度もある」と回答している男性は、それぞれの行為を「暴力にあたると思わない」と回答する割合が高くなっています。このように、DV行為を暴力として認識していない人ほど、暴力を振るう傾向があります。DVをなくすためには、DVについての正しい理解を促進していくことが大切です。

### ■DV加害の実態と暴力としての認識

暴力を振るった経験が何度もある男性はそれぞれの行為を暴力にあたると思わない割合が高い!

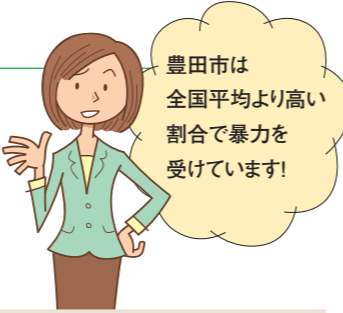
DVの認識	DVの加害実態	DVの加害実態				調査数(暴力の認識度)
		何度もある	1-2度ある	まったくない	不明	
身体的暴力	足でける	1.2	9.1	79.6	10.1	407 (83.6)
	暴力の場合とそうでない場合がある	1.6	23.0	60.7	14.8	61 (12.5)
	暴力にあたると思わない	11.1	11.1	77.8	0.0	9 (1.8)
精神的暴力	何を言っても無視しつづける	0.4	0.6	88.7	10.2	462 (94.9)
	大声でどなる	0.0	33.3	66.7	0.0	6 (1.2)
	暴力にあたると思わない	11.1	0.0	88.9	0.0	9 (1.8)
経済的	職についたり仕事を続けることに反対する	1.6	8.1	80.2	10.2	383 (78.6)
	暴力の場合とそうでない場合がある	3.8	27.5	61.3	7.5	80 (16.4)
	暴力にあたると思わない	6.7	6.7	73.3	13.3	15 (3.1)
性的	いやがっているのに性的な行為を強要する	3.6	21.2	68.5	6.7	165 (33.9)
	暴力の場合とそうでない場合がある	5.1	42.6	38.7	13.6	235 (48.3)
	暴力にあたると思わない	14.7	44.0	34.7	6.7	75 (15.4)

## DV被害の状況

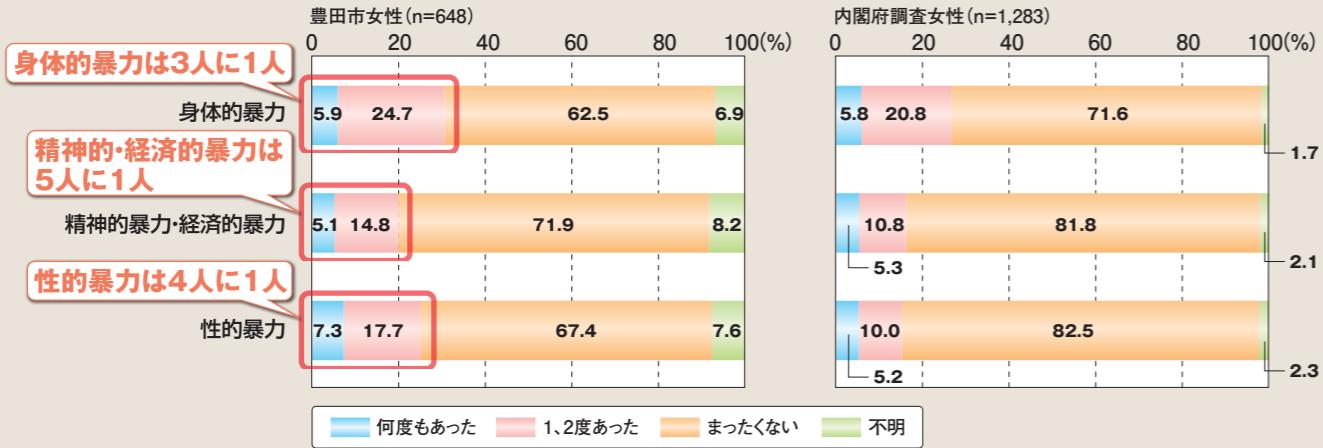
豊田市に住む女性の3人に1人がDVを受けたことがあります。

DV被害にあっている人はどのくらいいるのでしょうか。暴力を受けた経験をお聞きしたところ、豊田市では、3人に1人が身体的暴力を受けていました。精神的暴力・経済的暴力を受けたことがある人は5人に1人で、性的暴力を受けたことがある人は4人に1人です。これは、全国平均よりも高い割合です。

また、被害者の多くは複数の暴力を受けており、精神的に相当なダメージを受けていると想像されます。DV被害者を精神面で支援していくことが必要です。



### ■DV被害の実態



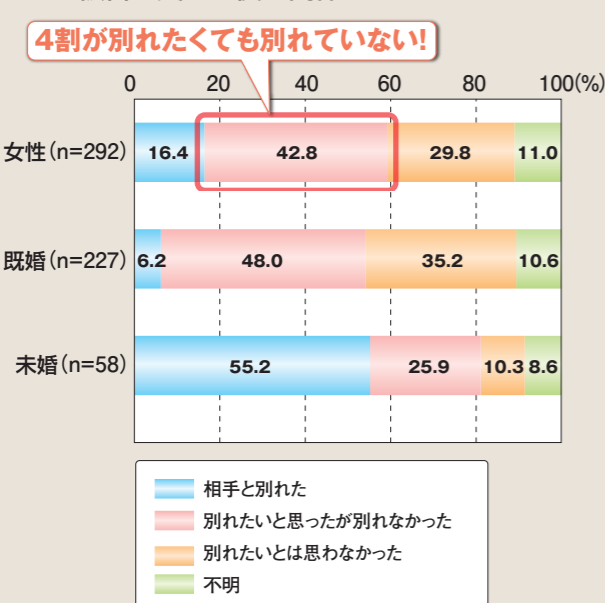
DV被害者の4割がパートナーと別れたくても別れられずにいます。

DV被害者の4割が、パートナーと別れたくても別れられない状況にあります。別れたくても別れられなかった理由としては、「子どものためと思った」や「経済的な不安があった」との回答が多く見られます。

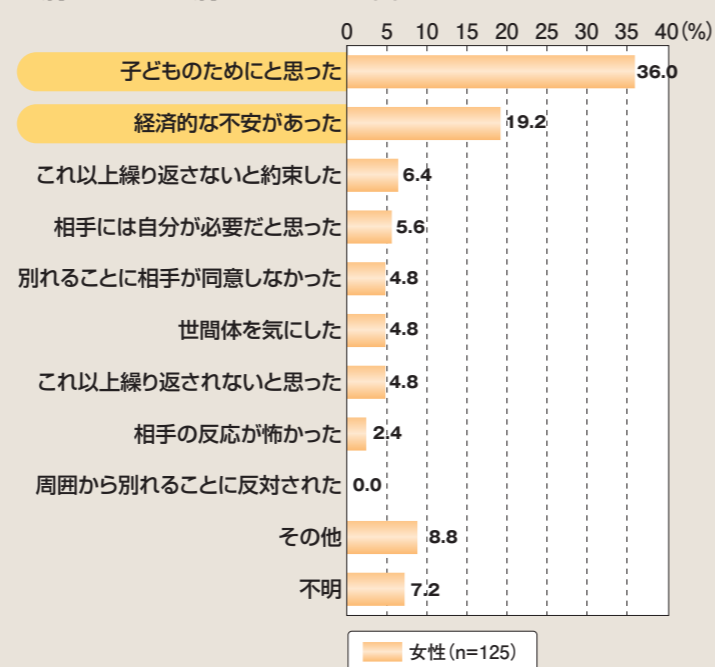
経済的な事情のために加害者から別れられず、日々、DVの恐怖にさらされている人を救うために、DV被害者に対する経済的な支援が必要です。



### ■DV被害を受けた後の関係



### ■別れたくても別れなかった理由



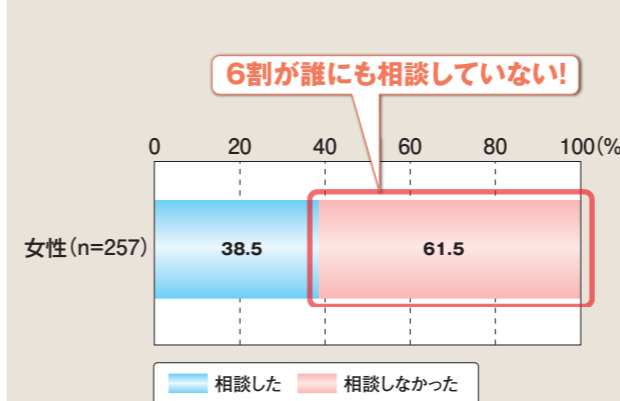
## DV被害の相談状況

DV被害者の6割が誰にも相談していません。「自分が悪い」と考えず、まず相談して下さい!

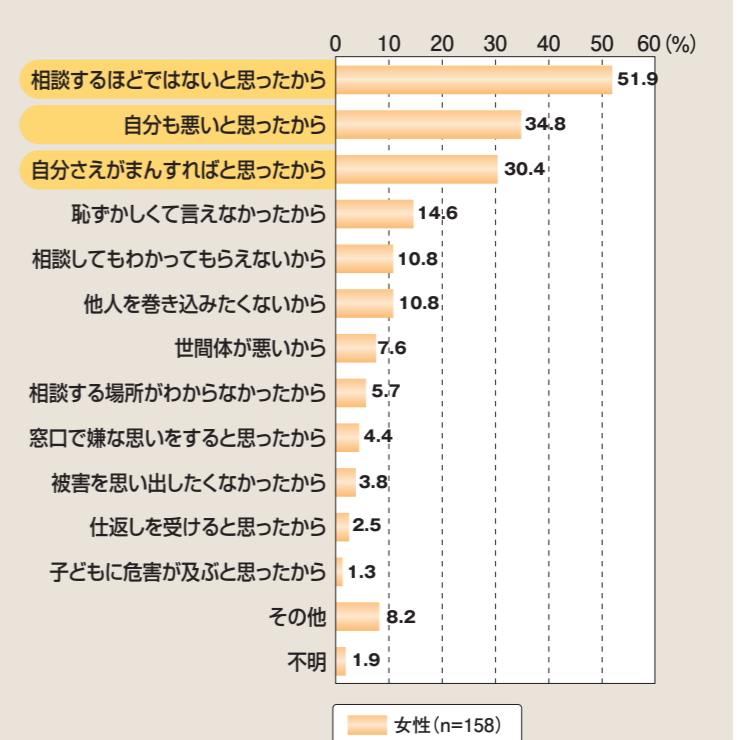
DV被害者の6割が、DVについて誰にも相談していません。DVについて相談しない理由をみると、「相談するほどではないと思ったから」「自分が悪いと思ったから」「自分さえがまんすればと思ったから」との回答が多く見受けられます。

暴力の責任は加害者側にあります。相談するのは勇気があることですが、誰もが暴力を受けずに安心・安全に暮らす権利もっています。暴力に悩んでいるのなら、まずは身近な相談窓口にご相談ください。

### ■DVに関する相談の有無



### ■相談しない理由



豊田市にはDVについて相談できる窓口があります。

◎女性のための電話相談室クローバーコール〈専用電話：0565-33-9680〉

豊田市が運営する、悩みや問題を抱えた女性のための無料電話相談室です。専門の女性相談員が問題解決の支援を行っています。相談時間は、火曜、木曜、土曜日の10時～16時と、金曜日の13時～19時です。

◎県女性相談センター豊田加茂駐在室〈専用電話：0565-33-0294〉

県の配偶者暴力相談支援センターの支部です。相談や、カウンセリング、被害者が自立して生活していくための情報提供などを行っています。相談時間は、月～金の10時～17時です。予約をすれば面接相談も可能です。

\*県女性相談センター〈専用電話：052-913-3300〉 相談時間：月～金 9時～21時

- ◆市民相談課 (電話番号 0565-34-6626)
- ◆豊田警察署 (電話番号 0565-35-0110)
- ◆足助警察署 (電話番号 0565-62-0110)

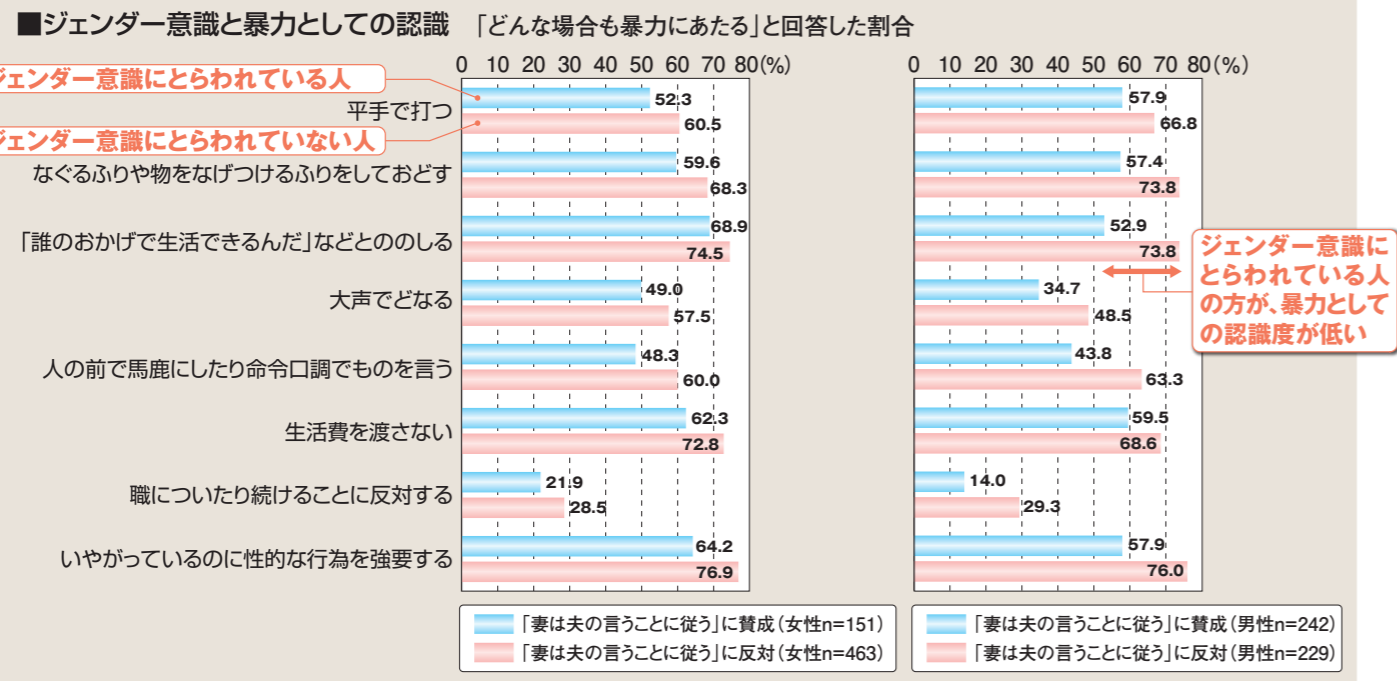


## DVをなくすために

固定的な性別役割分業意識の見直しと、DVに関する正しい理解を促進することが必要です。

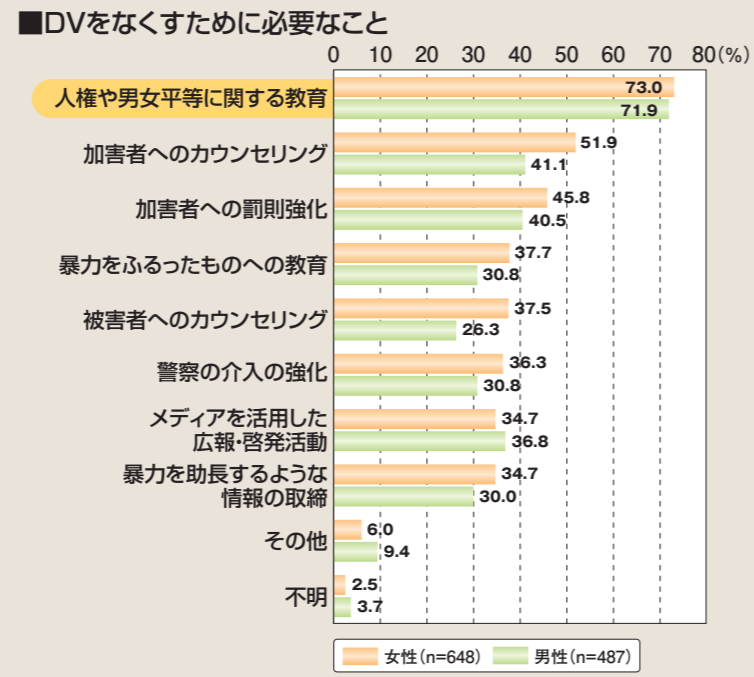
暴力は対等な人間関係のもとでは起こりません。一般に、男性から女性への暴力の背景には、社会的・文化的につくられた性差、すなわちジェンダー意識が関係していると言われています。ジェンダー意識は、「男は仕事、女は家庭」や妻は夫の言うことに従うのが当たり前という性別役割分業意識や男性優位の考えに基づいています。下の図は、それぞれの行為を「どんな場合も暴力にあたる」と回答した人の割合をジェンダー意識にとらわれている人ととらわれていない人で比較したものです。全体的にジェンダー意識にとらわれていない人はとらわれている人よりもそれぞれの行為がどんな場合も暴力にあたると考えていることがわかります。逆に言えば、ジェンダー意識にとらわれている人は暴力としての認識度が低い傾向があります。前半で、DVを暴力として認識していない人ほど暴力を振るう傾向があることをみましたが、ジェンダー意識にとらわれている人ほど暴力の認識度が低く、夫婦間あるいは恋人間ならば、暴力を振るったとしてもDVにはあたらないと考える傾向があります。

DVのない社会を作るには、固定的な性別役割分業意識を見直すと共に、DVについての正しい理解を促進していくことが大切です。



## 人権や男女平等の理念に基づく学校教育が必要です。

女性、男性共に7割が、DVをなくすためには「人権や男女平等に関する教育」が必要と考えています。特に、継続的にDVを受けている女性は、教育や広報・啓発活動により、社会に根深いジェンダー意識を変える必要性を強く感じています。

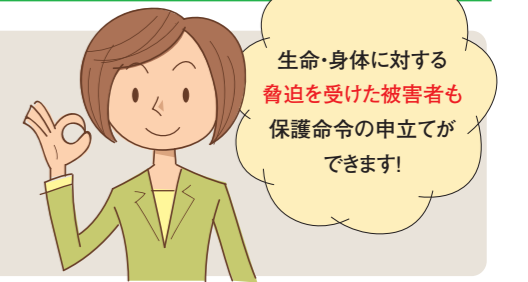


## DV被害者を守る法律があります。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性であることから男女平等の実現の妨げになっています。このような状況を改善し人権の擁護と男女平等の実現を図るために、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、国や地方公共団体による配偶者からの暴力根絶に向けた取組や被害者保護に関する取組が行われています。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法) とは？ 保護命令制度が被害者を守ります！

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに加害者に対し裁判所が出す命令です。



被害者と同居している未成年の子どもや、被害者の親族等についても接近禁止命令の対象になります！

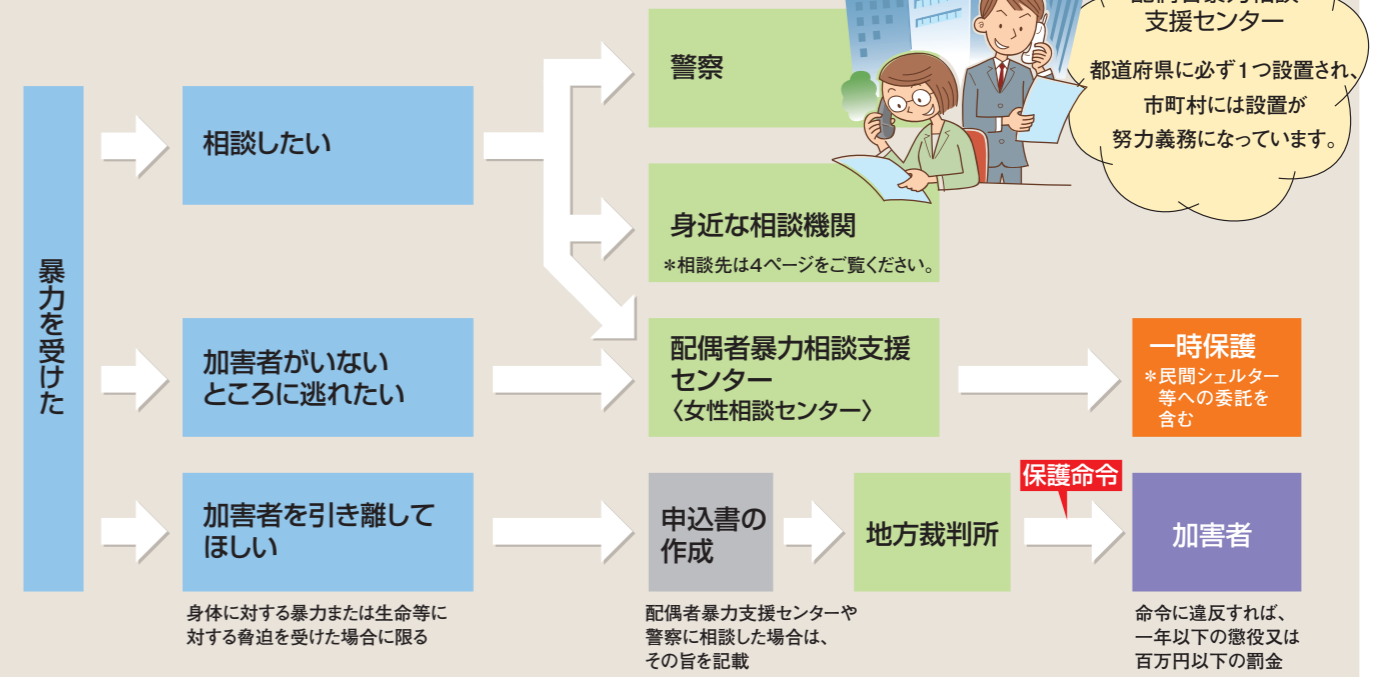
接近禁止命令	被害者の身辺へのつきまといなどが6ヶ月間禁止されます。
退去命令	住居からの2ヶ月間の退去が命じられ、住居付近のはいかいが禁止されます。

#### 被害者に対する以下のいずれの行為も禁止されます！

- ① 面会の要求
- ② 行動の監視に関する事項を告げること
- ③ 著しく粗野・乱暴な言動
- ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール (緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑤ 夜間 (午後10時～午前6時) の電話・ファクシミリ・電子メール (緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等



#### ■支援の一般的な流れ



現在の取組(クローバープラン)

今後の方向性

社会全体

人権の正しい理解と促進

男女共同参画社会実現に向けた啓発

- 情報誌の発行
- FM放送、HPによる啓発
- 講座・講演会・イベントの開催
- 啓発用グッズの配布

DVの認識と理解の促進

- 講座・シンポジウムの開催
- 情報誌、自治区回覧によるPR

- 男女共同参画社会実現に向けたさらなる啓発活動の推進
- 学校教育など若年層に対する人権教育の推進
- 高齢者、男性など対象を明確にした意識改革

被害者

人権侵害の解消/DV対策の促進

相談窓口の周知・充実

- 電話相談の実施
- 広報等による相談窓口のPR

被害者の保護・自立支援

- 緊急一時保護施設の確保
- 関係機関との連携
- 県や他市町村との広域連携

加害者の意識改革

- 講座・研修会の開催

加害者の更生

- 電話相談の実施

- 相談日拡充など相談体制の充実
- DVに特化した相談機能の設置
- 専門相談の開設

- 住宅確保、生活基盤の確立、就労、こどもの就学など被害者の自立に向けた支援
- 民間支援団体への支援
- 支援者の育成

- 加害者向けの啓発活動のさらなる推進

- 相談日拡充など相談体制の充実
- 加害者教育・加害者カウンセリング

市町村DV基本計画の策定

報告書の詳細はキラッ☆とよたをご覧ください。

※各グラフの合計値は四捨五入により100%にならない場合があります。